



比較的暖かな年末年始を迎えております。いかがおすごしでしょうか。
昨年は大変お世話になりありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

1月6日からハローワークの求人システムが新しくなります



<お仕事が探しやすい！>

- ・求職者マイページの開設でパソコンやスマホから求人情報検索が可能に。
- ・気になる求人を保存したり、応募履歴の確認、公的職業訓練の検索ができる。



<求人申込が便利に！>

- ・求人票の様式が変わり、求人情報がより充実。
- ・求人者マイページの開設で、会社のパソコンから求人申込、変更、募集停止、求職者情報の検索が可能に。
- ・メッセージ機能により、求職者とのやりとりができる。

求人票にプラスし「**事業所 PR 情報**」も掲載できます。
先輩社員の働いている姿や自社で取り扱っている商品の写真、社長や先輩のメッセージなど掲載することで、求職者の目に留まりやすくなったり、採用時のミスマッチが防げるかもしれません。



出勤簿をきちんと整備しましょう

労働時間の適正な管理のため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻の確認、記録が義務付けられています。

使用者や管理者自らが始業・終業時刻を確認し記録する
タイムカード（仔杓！） パソコン入力など客観的な記録をもとに確認・記録する } いずれかの方法で管理します

なお、賃金台帳にも労働日数・時間、時間外・休日労働の時間数の記入が必要です。労働基準監督署から提出を求められることも多いので、しっかりと整備しておきましょう。



政府は人手不足等に伴い、高齢者やパートさん等が働きやすい環境づくりを考えています

<政府は次のような項目を掲げて検討しています。>

被用者保険の適用拡大（500人以上のしほりがなくなりました。）
 現行500人以上の企業規模の要件
 勤務時間・日数が常時雇用者の3/4未満で ①週の所定労働時間が20時間以上あること ②雇用が1年以上見込まれること ③賃金月額が8.8万円以上であることなど全ての条件を満たす労働者です。

国民年金の加入期間を40年から45年にする。
 厚生年金の加入年齢を70歳から75歳にする。
 在職老齢年金の見直し。
 65歳以上の在職老齢年金の基準値を現行47万円から62万円に上げる。
 給付水準への影響と高齢者が就労しやすくなる

年金の受給開始年齢の選択肢拡大については繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳まで引上げ案など「生涯現役」を心に秘めた高齢者が元気で生きがいを持てるしくみが広がれば、培った技術や知恵を次世代に繋げ、雇用の拡大につながるのかなあとと思います。今後の国の動きに注目しましょう。

労災・雇用保険・社会保険 給付一覧表



	内容	労災保険（業務上）		社会保険（業務外）	
		給付の種類	給付額等	給付の種類	給付額等
ケガ・病気	病院で治療する時 （通院・入院）	療養補償給付	全額労災保険より 給付	療養の給付	3割負担
	4日以上のお休業 （原則1年6ヶ月）	休業補償給付	日額の60%相当 +特別支給金20%	傷病手当金	標準報酬額の日額の2/3
	治療費が高額になっ た時			高額療養費	所得区分に応じた限度額 以上の支払いを返金
障害	傷病が治癒した後に 一定の障害が残った 場合	障害補償給付	障害等級1～7級 は年金、8～14級 は一時金（56～ 503日分）	障害基礎年金	障害等級と子供の人数に 応じた額
				障害厚生年金	障害等級と報酬月額と 加入月数に応じた額
死亡	死亡	遺族年金給付	遺族の人数に応じ た年金もしくは一 時金	遺族基礎年金	780,100円 + 子の加算
	葬祭を行った時			葬祭料	埋葬料 家族埋葬料
出産	出産費用			出産育児 一時金	一児につき42万円
	産・育休中で給与の 支払いがない時	育児休業給付 【雇用保険】	賃金日額の50% （休業開始180日 までは67%）	出産手当金	標準報酬額の日額の2/3 産前42日産後56日の 計98日間の支給



中小事業主の労災特別加入

労災保険は本来労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。事業主や会社役員は労災保険の対象外ですが、労働保険事務組合にて特別加入していただくと中小事業主でも労災保険の給付を受けることができます。

< 労災保険料計算の具体例 >

業種：自動車部品の製造業 保険料率 5/1000

給付基礎日額：3,500円を選んだとします。

（3,500～25,000円の範囲で日額を選ぶことができます。）

3,500円 × 365日 = 1,277,500円...

× 保険料率 5/1000 = 年間保険料は 6,385円

メリット 3,500円でも25,000円でも療養の給付が同じため、少ない保険料で業務上のケガや病気に備えられるのでお得。休業期間中に報酬の支払いがあっても休業補償給付が受けられる。
（労働者の場合は賃金の支払いがあれば休業補償給付を受けられません）

注意事項 特別加入者は事業主本人以外の家族従事者など労働者以外で業務に従事する人全員を包括して加入することが原則です。

